

中国倒産実務～中国子会社と破産手続の活用等～

宮本 聡
So Miyamoto



PROFILEはこちら

はじめに

中国には、破産手続(日本の破産法に相当)、和解手続(日本の旧和議法に相当)及び重整手続(日本の会社更生法に相当)の3種類の倒産手続があり、企業破産法という一つの法律に規定が置かれています。本稿では、破産手続に焦点を当てながら、中国の倒産実務の動向や子会社を清算する際の破産手続の活用等についてご説明したいと考えています。

1 企業破産法の概要

中国では、1986年に企業倒産法が制定され、2007年6月には倒産法制の現代化の要請等を踏まえて、現在の企業破産法が施行されました。

企業破産法の適用対象は、その名のとおり法人格を有する企業のみとされており、個人(個人事業主を含む。)には企業破産法は適用されません(日本の破産法は個人にも適用されます。)

2 破産手続の流れ

中国での破産手続の流れは以下のとおりです。

中国の破産手続では、破産申立てを人民法院(日本の裁判所に相当する機関)が受理するかどうか極めて重要(図表①及び②)。日本では、破産申立てが法律に沿って適式になされている限り受理されないことはありませんので、受理の手続は中国の破産手続の特色と言えます。この受理に

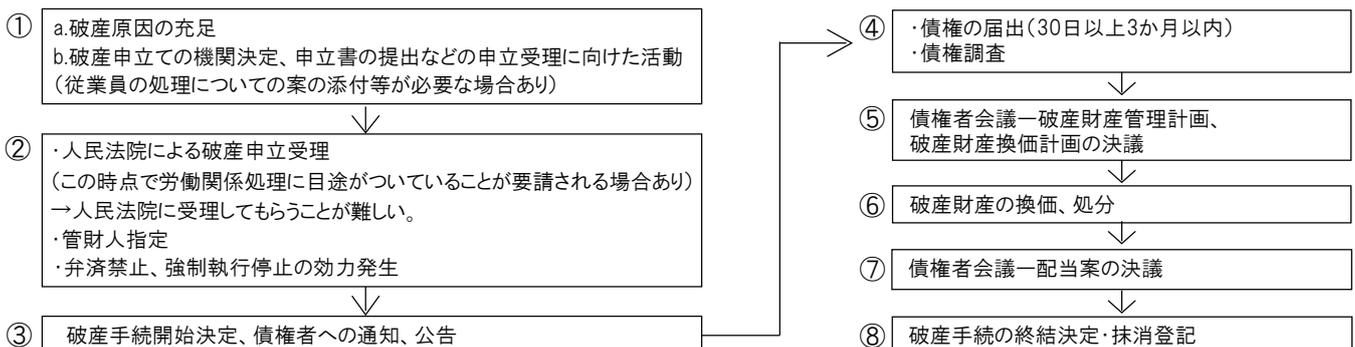
よって、管財人の指定、弁済禁止・強制執行停止の効力発生などの法的効果が生じますので(図表②)、中国の破産手続において受理は重要な意味を持ちます。人民法院が受理にあたって特に重視するのが従業員との関係です。具体的には、労働債権の支払が残っているなどの労働問題があると、労働問題が解決するまで破産申立てが受理されないことがあります。

中国の破産手続は、原則として、人民法院が債務者以外を管財人に指名する「管理型」によって進行します。日本では弁護士個人が破産管財人に選任されますが、中国では、弁護士事務所、会計事務所、清算委員会ないし破産清算事務所が管財人に選任されるのが一般的です。

手続開始後の破産手続の流れは日本の破産手続と似ていますが、(1)破産財産管理計画・破産財産換価計画(図表⑤)及び(2)配当案(図表⑦)が、債権者会議(日本の債権者集会に相当するものです。)の決議事項とされている点は日本の破産手続と異なります(日本ではこれらは債権者集会の決議事項ではありません。)

3 倒産案件のインターネット上での情報開示

中国の倒産手続では、情報開示が進んでおり、全国の倒産案件に関する情報がインターネット上で公開されていて、誰でもアクセスできます(全国企業破産重整案件情報サイト <http://pccz.court.gov.cn/pcajxxw/index/xxwsy>)。



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

4 債権者による破産申立ての活用

債務者だけではなく、『債権者』による破産申立てが可能なのは日本も中国も共通です。もともと、日本では債権者申立ての割合が全体の1%未満にとどまるのに対し、中国では(少し古いデータではありますが)2003年から2012年の間で30.67%(12,416件)にも上っています。

中国で債権者申立てが多い理由としては、(1)債権者申立ての要件が債務者申立てよりも緩やかであること、(2)債権者による予納金の立替えが不要であること(日本では必要)等が挙げられます。債権回収の手段として破産申立てが用いられることもあります。

そのため、中国企業に対する多額の債権が回収不能となっており強制執行等も奏功しない場合等には、債権者として中国で破産手続を申し立てることも検討可能と考えられます。

5 中国の倒産件数

2007年6月の企業破産法の施行に伴い倒産件数が伸びることも想定されましたが、施行後も破産手続を含む倒産件数は伸びず、むしろ減少する結果となりました。そのため、本来倒産手続により清算(ないし再建)されるべき企業が清算(再建)されない事態が生じました。なお、破産手続を含む倒産事件の件数の推移は以下のとおりです。

年度	破産手続	重整・和解手続
2005	4,328	N/A
2010	2,366	N/A
2015	3,005	563
2016	4,623	1,042
2017	7,768	1,774

6 倒産事件の申立受理の適正化に向けた動き

このような状況を改善すべく中国政府は、倒産手続の活用を促進を図るようになりました。具体的な措置として、人民法院は、2016年7月28日付で「人民法院は2016年8月1日より債権者・債務者等の提出した破産手続申請の資料を「一律」に受領しなければならず、かつ、書面で受領証明書を交付し

なければならない」旨の通知を行いました。また、これと並行して、倒産専門法廷を増設し人的リソースの拡充を図りました。これにより、倒産事件の件数は増加し、2016年から2017年にかけて高い伸び率を示しています。

7 子会社の清算手法としての破産手続

1986年に施行された中国の企業倒産法は国有企業のみ適用され、外資系企業には適用されませんでした。現在の企業破産法は外資系企業を含む全ての法人に適用されます。しかしながら、2003年から2012年までの破産事件のうち外資系企業の占める割合が極めて低い(わずか1.11%)など、2016年以前は外資系企業が中国で破産手続を利用することは事実上困難とも言える状況でした。

具体的には、例えば、日本企業の中国子会社が明らかな債務超過で、かつ、中国市場から撤退したい場合(子会社の破産もやむなしの場合)であっても、人民法院が外資系企業の破産申立てを受理しない等の理由により破産申立てができないため、いったん増資して債務超過を解消したうえで、(必ずしも経済的に合理的とは言えない)通常清算を選択せざるを得ないのが実情でした。

その後、現在では、前述6の倒産事件の申立受理の適正化の動きを踏まえ、(依然として数は少ないものの)外資系企業が破産手続を活用する事例が出てきています。債権者・従業員・地方政府等との関係で事前の根回し等が重要であることには変わりはありませんが、外資系企業であっても会社の清算手法として破産手続を活用することを現実的に検討できる状況になってきています。

債務超過状態の子会社の破産申立ては、通常清算との比較において、経済合理性に優れた清算手法です。経済合理性以外にも、レピュテーションや当局との関係など清算手法の選択にあたって考慮すべき要素はありますが、今後は、中国子会社の清算方法として通常清算だけでなく破産手続の活用も現実的な選択肢になりうると考えられます。